

石川町カーブミラー資材支給基準

1 目的

この基準は、道路反射鏡（以下「カーブミラー」という。）の資材支給等に関して必要な事項を定めることにより、その適正な運用を図り、もって交通の安全に資することを目的とする。

2 定義

この基準において、「カーブミラー」とは、道路の付属物として、屈曲部、屈折部又は交差点において、車両が周囲の建物の存在等により死角が生じる方向の他の車両又は歩行者を確認するための鏡であって、町が支給したものを行政区が設置し、管理するものをいう。

3 設置基準

カーブミラーは、次の各号のいずれかに該当し、かつ、町が道路の見通し、交通量その他の状況を総合的に勘案して必要と認める場合において支給することができる。

- (1) 町道（町が管理する認定外公共物道路を含む。以下同じ。）の屈曲部又は屈折部において、前方の見通しが悪い箇所
- (2) 町道と町道その他の公道との交差点において、左右又は片方の見通しが悪い箇所
- (3) 私道への設置は原則認めない。ただし町道と私道（その両端が公道に接し、かつ、一般交通の用に供され、通過車両があるものに限る。）との交差点において、左右又は片方の見通しが悪い箇所

2 カーブミラーは、前項各号に該当する箇所であっても、次の各号のいずれかに該当する場合においては、支給しないものとする。

- (1) カーブミラーを設置しても必要な見通し距離と十分な視界が確保できない場合
- (2) 物理的にカーブミラーの設置が困難な場合
- (3) 隣接地からの草木繁茂や、駐車車両等の障害物により一時的に見通しが悪くなっている場合
- (4) 交差する2以上の道路が主道路、従道路として交通の優先、非優先の区別が明確である交差点において、主道路から従道路方向を確認するためのものである場合
- (5) 私有地の出入口又は私道（その両端が公道に接し、かつ、一般交通の用に供され、通過車両があるものを除く。）から公道の方向を確認するためのものである場合
- (6) 主として歩行者及び自転車を確認するためのものである場合
- (7) カーブミラーの設置以外の安全対策を実施することが適切である場合
- (8) 隣接地の関係者から設置の了承が得られない場合
- (9) 歩道があり、徐行により歩道の部分まで進むことで見通しを確保できる場合
- (10) 交差点において、一時停止が設けられている場合

4 設置位置

カーブミラーの設置位置は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 原則として公道上であること。ただし、道路の幅員、構造等の事由により公道上に設置できない場合は、当該公道に隣接する土地に所有者又は管理者の承諾を得て設置すること。
- (2) 道路形状等の土地条件を考慮し、交通の安全上、必要な見通し距離と十分な視界の確保が可能であって、その設置効果が十分に得られる場所であること。
- (3) 歩行者、車両の通行等の妨げとならない場所であること。
- (4) 隣接する土地、建物などの利用の妨げとならない場所であること。

5 設置要望手順

カーブミラーの資材支給は、行政区が管轄する交通安全協会分会等に対し確認（現地確認を含む）の上、要望し町が予算の範囲内において行うものとする。

なお、民地、町道敷地、県道敷地を利用してカーブミラーを設置するときは、当該関係者から承諾を得て要望するものとする。

6 支給の可否及び管理

町は、カーブミラー資材支給要望書の内容審査及び現地調査を実施し、その結果に基づきカーブミラーの支給の可否を決定するものとする。また、カーブミラーの支給の可否を決定したときは、決定通知書により当該支給要望をした区長に通知するものとする。

なお、カーブミラーの設置は当該通知を受けた行政区が行い、設置後は町へ設置完了届を提出し支給を受けた行政区において維持管理を図るものとする。

このカーブミラー資材支給基準は令和5年4月1日から施行する。